

小石川五丁目ショートステイ敷地の借受者変更について

1 概要

小石川五丁目ショートステイ敷地（文京区小石川五丁目 11 番 13）の借受事業者から、当該敷地において設置及び運営している事業を他の事業者に事業譲渡したい旨の申出があった。このことについて、小石川五丁目ショートステイ敷地借受候補者審査委員会を設置し、新たな借受事業者を審査した結果、適格性を有すると認められたため、当該敷地の借受者変更を行う。

2 審査経過及び結果

(1) 審査経過

審査委員会を3回開催し、審査委員会委員による審査を行った。

(2) 借受事業者

ア 現借受事業者

医療法人社団珠泉会（東京都昭島市田中町二丁目1番地37）

イ 新たな借受事業者

株式会社日本アメニティライフ協会（神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10）

3 借受者変更予定日

令和3年7月1日（木）

※借受者変更にあたり、区、現借受事業者及び新たな借受事業者の間で、本件に関する合意書の締結及び、区と新たな借受事業者との間で当該敷地に係る定期借地権設定契約の地位を継承するための手続きを行う。

4 事業概要

当該敷地において設置及び運営する事業は以下のとおり

(1) 短期入所生活介護あけぼし ※譲渡後の名称「福寿ぶんきょう小石川 あけぼし」

ア 短期入所生活介護（ショートステイ）定員24人

イ 緊急ショートステイ事業（区委託事業）利用枠2人

ウ 石川啄木顕彰室及び石川啄木の終焉の地歌碑に係る事業（区補助対象事業）

(2) グループホームいつ星 ※譲渡後の名称「花物語ぶんきょう いつ星」

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）定員18人（9人×2ユニット）